

国水治第34号
令和3年6月30日

各都道府県土木担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長
(公印省略)

都道府県が設置している多目的ダム等に発電事業者等が参画する場合の費用負担の考え方について

都道府県が設置している多目的ダム等において、ダム完成後に発電事業者等が新たに参画する場合の費用負担の考え方について、下記の通り通知するので適切に対応されたい。

記

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、水害が頻発・激甚化しており、治水対策等の適応策を進めていく必要がある一方で、温室効果ガスの排出量削減は、国、地方公共団体、民間企業等が一丸となって取り組む必要がある重要な課題となっている。

我が国は、昨年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、本年4月には「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」と発表しており、この目標の達成に資するよう、治水機能の確保にも留意しつつ、再生可能エネルギーの一つである水力発電の発電量を増加させることが求められている。

都道府県が多目的ダムを新設する場合、当該ダムは、河川管理者と利水者の兼用工作物となり、その費用の負担については、河川法（昭和39年法律第167号）第66条の規定により、「協議して定めるもの」となっている。

このことは、ダムの完成前における費用負担だけでなく、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて今後増えると見込まれるダム完成後に発電事業者等の利水者が新たに参画する場合の費用負担についても同様であり、同条の規定により、当事者間で「協議して定めるもの」であるので、適切に対応されたい。

なお、都道府県の設置に係る多目的ダム等の費用負担について、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第27条に定める納付金の規定は適用されないことを申し添える。